



よこはましやくしよ **横浜市役所は ひっこしを します**

4月13日(月よう)～

いちぶ
一部のしごとを始めます

6月29日(月よう)

ぜんぶ
**全部のしごとが新しい
市役所で始まります**

しみん あい しちようしゃ **市民から愛される市庁舎に**



よこはましちよう
**横浜市長
林 文子**

1月の終わりに、中区の北仲通南地区に新しい市庁舎が完成しました。8代目の横浜市庁舎です。4月からはひっこしが始まって、6月には全部のしごとが新しい建物に移ります。

今までは、いろいろな窓口があちこちのビルにありました。そういう窓口が新しい市庁舎に集まるので、便利になります。外国語の案内が表示されます。ベビー休憩室や多目的トイレもあります。どんな人にもやさしい市庁舎にしたいと思います。そこで働く人たちにとっても、働きやすいように見なおします。みなさんの期待にしっかりこたえていきます。

新しい市庁舎は、地震にも強く、防災性があります。大きな災害が起きたら、危機管理の中心になって、市民の安全をまもります。また自然エネルギーをしっかりと利用して、環境を大切にします。

1階から3階までふきぬけのアトリウムがあります。天井や壁から光がたくさん入ってきます。東京2020オリンピック・パラリンピックのときには、ここがライブサイトになって、大型スクリーンで競技を観戦することができます。目の前には大岡川が流れています。川岸には、みなさんがくつろげるように、プロムナードや広場をつくりました。1階と2階には、レストランやカフェなどもできます。どうぞ遊びにきてください。

1889年に横浜市ができてから、市庁舎は、関東大震災(1923)や、第二次世界大戦の空襲(1945)など、大変なときをのりこえてきました。新しい市庁舎も横浜のシンボルとして、横浜からも、横浜の外からも、お客さまをむかえています。みなさんに長く愛される市庁舎にしていきます。

よこはましやくしょ 横浜市役所はひっこしをします

4月13日(月よう)からだんだんに、新しい市役所でしごとを始めます。6月29日(月よう)には、全部のしごとが新しい建物に移ります。市役所に行くときには、まちがえないようにしてください。

それぞれの課が新しい庁舎に移る日



新しい市庁舎でしごとを始める日	局・本部	課
4月13日(月よう)	温暖化対策統括本部	調整課/プロジェクト推進課/SDGs未来都市推進課
	都市整備局	総務課/企画課/都市デザイン室/都市交通課/都心再生課/みなとみらい21推進課/地域まちづくり課/景観調整課/防災まちづくり推進課/市街地整備調整課/市街地整備推進課/IR推進課
4月20日(月よう)	財政局	総務課/財源課/財政課/契約第一課/契約第二課/管財課/資産経営課/取得処分課/公共施設・事業調整課
	こども青少年局	総務課/企画調整課/監査課/青少年育成課/放課後児童育成課/子育て支援課/保育・教育運営課/保育・教育人材課/保育対策課/こども施設整備課/こども家庭課/障害児福祉保健課
4月27日(月よう)	総務局	法制課/コンプライアンス推進課/人事課/労務課/職員健康課/行政・情報マネジメント課
	市民局	総務課/人権課/地域活動推進課/地域防犯支援課/広報課/広聴相談課(市民相談室以外)/区連絡調整課/地域施設課/窓口サービス課
	医療局・医療局病院経営本部	総務課/職員課/医療政策課/がん・疾病対策課/病院経営課/人事課
5月7日(木よう)	健康福祉局	総務課/職員課/企画課/相談調整課/監査課/福祉保健課/地域支援課/生活支援課/保険年金課/医療援助課/高齢健康福祉課/地域包括ケア推進課/高齢在宅支援課/高齢施設課/介護保険課/介護事業指導課/保健事業課
	環境創造局	政策課/技術監理課/環境影響評価課/総務課/経理経営課/地籍調査課/環境管理課/環境エネルギー課/大気・音環境課/水・土壌環境課/みどりアップ推進課/緑地保全推進課/農政推進課/農業振興課/公園緑地管理課/公園緑地維持課/動物園課/公園緑地整備課/南部公園緑地事務所都心部公園担当/下水道事業マネジメント課/管路保全課/管路整備課/下水道施設管理課/下水道施設整備課/下水道設備課
	教育委員会事務局	総務課/教育政策推進課/職員課/生涯学習文化財課/教職員人事課/教職員労務課/学校計画課/教育施設課/小中学校企画課/教育課程推進室/学校支援・地域連携課/高校教育課/特別支援教育課/人権教育・児童生徒課/健康教育課
5月11日(月よう)	健康福祉局	障害企画課/障害福祉課/障害支援課/健康安全課/生活衛生課/食品衛生課/医療安全課/環境施設課
	人事委員会事務局	調査課/任用課
5月18日(月よう)	総務局	危機管理課/緊急対策課/防災企画課/地域防災課
	財政局	税制課/税務課/固定資産税課/徴収対策課
	市民局	市民情報課(市民情報センター)/広聴相談課(市民相談室)
	文化観光局	企画課/総務課/創造都市推進課/文化振興課/観光振興課/MICE振興課/文化プログラム推進課
	経済局	総務課/企画調整課/企業誘致・立地課/国際ビジネス課/新産業創造課/ライフイノベーション推進課/経営・創業支援課/ものづくり支援課/金融課
5月25日(月よう)	会計室	会計管理課/審査課
	選挙管理委員会事務局	選挙課
	監査事務局	監査管理課/財務監査課
	政策局	総務課/統計情報課/大都市制度推進課/政策課/男女共同参画推進課/秘書課/共創推進課/大学調整課/基地対策課
6月1日(月よう)	総務局	総務課/管理課
	経済局	商業振興課/消費経済課/雇用労働課
	建築局	保全推進課(市庁舎保全担当)
	議会局	総務課/議事課/政策調査課
6月1日(月よう)	国際局	政策総務課/国際連携課/国際協力課
	交通局	プロジェクト推進課/システム推進課/総務課/経営管理課/資産活用課/人事課/安全管理課/営業課(高速鉄道本部)/運転課/営業課(自動車本部)/路線計画課/運輸課/車両課(自動車本部)/車両課(技術管理部)/電気課/施設課/建築課/建設改良課

それぞれの課の本部が新しい庁舎に移る日



新しい市庁舎でしごとを始める日	局・本部	課
6月8日(月よう)	市民局	市民活動支援課
	資源循環局	総務課/職員課/業務課/街の美化推進課/一般廃棄物対策課/産業廃棄物対策課
	道路局	総務課/交通安全・自転車政策課/事業推進課/企画課/技術監理課/河川企画課/河川管理課/河川事業課
	水道局	総務課/人事課/人材開発課/経営企画課/経理課/資産活用課/公民連携推進課/国際事業課/サービス推進課/給水維持課/配水課/浄水課/計画課/職員厚生会
6月15日(月よう)	資源循環局	政策調整課/3R推進課/施設課/処分地管理課/施設計画課
	建築局	総務課/都市計画課/法務課/違反对策課/情報相談課/建築企画課/建築指導課/市街地建築課/宅地審査課/調整区域課
	道路局	維持課/管理課/路政課/施設課/道路調査課/建設課/橋梁課/横浜環状北西線建設課/横浜環状道路調整課
6月22日(月よう)	建築局	企画課/建築防災課/住宅政策課/市営住宅課/住宅再生課/営繕企画課/保全推進課/施設整備課/電気設備課/機械設備課
	港湾局	総務課/政策調整課/物流企画課/物流運営課/賑わい振興課/客船事業推進課/整備推進課/山下ふ頭再開調整課/管財第一課/管財第二課/建設第一課/建設第二課

※2019年12月16日の情報です。これからの進みぐあいで、変わることがあります。

新しい市庁舎について

【建物の大きさ】地上32階、地下2階、高さおよそ155m

8~31階

行政のための設備

新しい市庁舎は、しごとの種類に合わせて、窓口カウンターや応接・相談ブースなどに、広いスペースをとってあります。来る人たちが気持ちよく、目的をはたせるような環境です。

3・5~8階

議会の設備

議会を見る傍聴席は200席以上あります。赤ちゃんや小さい子どもといっしょに傍聴できる親子傍聴室もあります。



1~3階

アトリウム、商業施設など

3階までふきぬけになったアトリウムでは、文化芸術事業やパブリックビューイングなどのいろいろな活動やイベントが行われます。

また、レストランやカフェなどがオープンします。



地下1階

一般駐車場

6月1日から使えるようになります。※4月13日から5月31日までのあいだに、手続や相談をしに来る人は、とりにある横浜市馬車道公共駐車場を使ってください(決まった時間までは、駐車料金がかりません。くわしいことはホームページを見てください)。

アクセス

中区本町6-50-10
みなとみらい線の馬車道駅とつながっています
JR・地下鉄 桜木町駅から歩いて3分



新しい市庁舎を見る会のお知らせ

【日時】3月28日(土よう)・29日(日よう)
10:00~15:00

【参加方法】申しこみはいりません。だれでも参加できます。バスや電車や地下鉄で、その日に来てください。

横浜市 移転情報

検索



【きくところ】総務局管理課新市庁舎整備担当 TEL: 045-633-3901 FAX: 045-664-2501

台風第19号で被害を受けた人へ

災害義援金が出ます。

台風第19号で被害を受けた人たちを助けるために、神奈川県などでは、災害義援金を募集しました。横浜市に配られたお金を、対象になる人にわたします。

●対象になる人たち

罹災証明書※1で、台風第19号で、自分の家(借りている家もふくむ)が対象になる被害を受けたことがわかる世帯

※1 2月の終わりまでに罹災証明書をもった世帯が対象です(2月の終わりまでに消防署にたのんだ世帯もふくみます)。まだ証明書がない人は、被害にあった家のある区の消防署に、電話できいてください。

●申しこみ

横浜市から、2月から3月に、あてはまる世帯に、順番※2に案内と申請書を送ります。内容を読んでから、いっしょに来た返信用封筒で、申請書を送り返してください。

※2 罹災証明書が早く発行された人から、順番に送ります。

罹災証明書の被害区分※3	ぜんかい全壊	だいきぼはんかい大規模半壊	いちぶせんかい一部損壊(準半壊)	いちぶせんかい一部損壊(10%未満)	ゆかうえ床上
			※ただ「一部損壊」の場合もふくみます		しんすい浸水
受けとるお金	20万円	10万円	2万円		2万円

※3 台風第19号で、死亡した人、大きなけがをした人も対象になります。あてはまる世帯の人は、下のところに連絡してきてください。

【きくところ】健康福祉局福祉保健課 TEL: 045-671-4401(1月31日まではTEL: 045-671-4044) ファクス: 045-664-3622